

令和6年3月清須市議会定例会会議録

令和6年2月29日、令和6年3月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤奈美 | 2番 | 浅妻奈々子 |
| 3番 | 齊藤紗綾香 | 4番 | 土本千亜紀 |
| 5番 | 松岡繁知 | 6番 | 山内徳彦 |
| 7番 | 富田雄二 | 8番 | 松川秀康 |
| 9番 | 大塚祥之 | 10番 | 小崎進一 |
| 11番 | 飛永勝次 | 12番 | 野々部 享 |
| 13番 | 岡山克彦 | 14番 | 林 真子 |
| 15番 | 加藤光則 | 16番 | 高橋哲生 |
| 17番 | 伊藤嘉起 | 18番 | 久野 茂 |
| 19番 | 浅井泰三 | 20番 | 成田義之 |
| 21番 | 天野武藏 | | |

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 永 | 田 | 純 | 夫 | | |
| 副 | 市 | 長 | 葛 | 谷 | 賢 | 二 | |
| 教 | 育 | 長 | 天 | 埜 | 幸 | 治 | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 河 | 口 | 直 | 彦 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 岩 | 田 | 喜 | 一 |

危機管理部 長
市民環境部 長
健康福祉部 長
建設部 長
会計管理者
教育部 長
監査委員事務局 長
総務部次長兼総務課 長
総務部次長兼財産管理課 長
総務部次長兼収納課 長
市民環境部次長兼生活環境課 長
健康福祉部次長兼子育て支援課 長
健康福祉部次長兼健康推進課 長
建設部 参事
人事秘書課 長
企画政策課 長
企業誘致課 長
財政課 長
税務課 長
危機管理課 長
市民課 長
保険年金課 長
産業課 長
西枇杷島市民サービスセンター所 長
清洲市民サービスセンター所 長
春日市民サービスセンター所 長
社会福祉課 長
高齢福祉課 長
土木課 長

丹羽久登
石田隆
加藤久喜
長谷川久高
三輪好邦
石黒直人
吉田敬
楢本雄介
飯田英晴
辻清岳
松村和浩
吉野厚之
古川伊都子
猿渡一樹
岡田善紀
林智雄
沢田茂
服部浩之
渡辺由利子
舟橋監司
藏城浩司
浅野英樹
梶浦庄治
下村辰之
石田讓
佐藤嘉起
鈴木許行
寺社下葉子
村瀬巧

| | |
|----------------|---------|
| 都 市 計 画 課 長 | 鈴 木 雅 貴 |
| 上 下 水 道 課 長 | 伊 藤 嘉 規 |
| 新清洲駅周辺まちづくり課長 | 前 田 敬 春 |
| 会 計 課 長 | 平 野 嘉 也 |
| 学 校 教 育 課 長 | 瀬 尾 光 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 大 沼 賀 敬 |
| ス ポ ー ツ 課 長 | 高 山 敬 |
| 学校給食センター管理事務所長 | 吉 田 剛 |
| 監 査 課 長 | 木 全 信 行 |

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

| | |
|----------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 後 藤 邦 夫 |
| 議会事務局次長兼議事調査課長 | 鹿 島 康 浩 |
| 議 事 調 査 課 係 長 | 炭 竈 愛 子 |

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 1 号 令和6年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 2 号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 4 号 令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 令和6年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 令和6年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市地域振興基金条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
案
- 日程第 10 議案第 10 号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 11 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例案

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 26 議案第 27 号 清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 27 議案第 28 号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 28 議案第 29 号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について
- 日程第 29 議案第 30 号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の一部を変更する契約の締結について
- 日程第 30 議案第 31 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 31 議案第 32 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案
- 日程第 32 議案第 33 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 33 議案第 34 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 34 議案第 35 号 令和 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 35 発議第 1 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）

（ 傍聴者 3 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和6年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日議題としております日程第1、議案第1号から日程第34、議案第35号については、2月22日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題として質疑を行い、質疑終了後、日程第35、発議第1号を含め、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、議会申合せ事項第47号の規定により、一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第1号から日程第34、議案第35号までを一括議題といたします。

去る2月26日までに、2名の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の議案に対する質疑を受けます。

加藤議員。

< 15番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

15番議員 (加藤 光則君)

おはようございます。

議席番号15番、加藤光則です。

私は、議案第16号 清須市国民健康保険税の一部を改正する条例案についてと、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案、議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について質疑をさせていただきます。

はじめに、国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。

①国民健康保険税の改定が行われ、税率、税額の引き上げが行われました。国民健康保険運営協議会の中では、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮を求める声が出されました。本市

の新年度の税率、税額改定は、被保険者への影響をどのように考慮し、保険税の急激な上昇を抑制する措置がなされたのか伺います。

二つ目、保険税水準の統一について、第3期愛知県国民健康保険運営方針では、2029年（令和11年）までに一定の結論を出すと先送りしています。令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案に当たって、県の方針をどのように受け止め、検討されたのか伺います。

③本市は、法定外繰入れの見直しについては、2025年（令和7年）度までに赤字補填を解消していくとしています。この法定外繰入れには、解消、削減を求められる繰入れと求められない繰入れがあります。解消、削減の対象外である決算補填等以外の目的の繰入れには、保険税の減免制度の拡充（低所得者世帯などの減免制度、18歳までの子どもの均等割の免除、収入減少を理由とした減免制度など）がありますが、繰入れについては、どのように考えているのか伺います。

続いて、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算についてと、議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案についてであります。

①介護保険料の余りを積み立てる基金で介護給付費準備基金は、永続的なものでなく、3年間の計画期間における余剰金を管理するためのものであり、最終年度の残額は、次期保険料を見込むに当たり、取り崩すことを基本的な考えとされています。第9期の第1号被保険者保険料の算出に当たり、本市の取崩し割合は74.1%になっています。本市は、準備基金の在り方についてどのように考え、次期保険料を算定されたのか伺います。

②介護保険事業計画において、地域支援事業の内容、事業費を定めることとなっています。地域支援事業は、「地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組、配食、見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。」と事業目的に記されています。2015年に介護保険制度の改定が行われ、要支援1、2の認定を受けた高齢者に対する介護予防、生活支援サービス事業としての訪問型、通所型サービスが、それまでの介護保険法による全国一律の対象外となり、総合事業の枠内で、市町村ごとの基準で実施されるようになりました。介護保険事業計画において、地域支援事業の内容、事業費を定めることとなっていますが、要支援者の在宅ケアを支える訪問型サービス、通所型サービスの利用者数と財源、サービスの提供者がこの間どのように変わってきているのか、また、介護度の低い方に提供できるのか伺います。

以上であります。御答弁よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質疑に対し、浅野保険年金課長、答弁

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。よろしく願いいたします。

①についてお答えさせていただきます。

当初計画では、平成30年度から令和5年度までの6年間で標準税率に徐々に合わせることであり、その間に、県の示す標準的な収納率、特定健診、特定保健指導の受診率を向上させ、保険者努力支援制度の交付金を獲得する方針で税率改正をまいりました。

しかし、令和5年度には、医療費の増加などの理由から、想定以上に標準税率が上昇したため、標準税率に合わせる事が困難と判断せざるを得ませんでした。

そこで、赤字補填解消計画を2年先送りし、令和7年度までに標準税率に合わせる計画に変更しました。

税率改正には、特に7割軽減対象者の負担を考慮する税率といたしました。70歳代高齢夫婦で老齢基礎年金のみ受給者とした場合、年税額が3万1,700円となり、前年度比一人当たり月額約1,040円の増額は、急激な負担増とはならないと判断させていただきました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

令和6年度の税率見込みで、法定外繰入の赤字補填の解消を令和5年としていたのを令和7年度までにしたと。その中身については、るる述べられましたが、急激な医療費の増加ということの一つは言われました。

そこで、二、三お聞きします。

本市も一人当たりの納付金額、県内ではどんな位置にあるのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課の浅野でございます。

一人当たりの保険料納付額につきましては、標準税率で計算した場合、県の平均が14万3,108円、清須市につきましては、それよりも下回り14万2,249円となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そういう状況にあって先ほど言われたわけですが、納税者からしたら非常に重い税率なわけでありますが、一つは、先ほど冒頭言われた医療費が増額したということでありますが、現況については、どのように当局としては分析されておるのか伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

清須市の医療水準につきましては、県の示す医療費水準が全国平均を1とした場合、清須市は0.938497470と、県下54市町中12位の高さとなっております。県の平均が24位と25位の間ですので、県の平均よりも高い水準で推移しているというふうに判断しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ということは、全国1ということで全国平均よりも低いと。県の位置が54のうち12でしたか。そうすると、別に全国的に見れば、愛知県の中でも特段清須市が医療水準が高いという見方では当たらないという認識でよろしいのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

まず、県で標準税率を算定する場合、県の中の医療費水準がどれくらい高いか、所得水準がどれくらいかということのを考慮されますので、清須市が54位中12位の高さということで、医療費水準は県内だけでも高い水準なので、標準税率も上振れしてしまうというような状況でござい

ます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そういう中で、先ほど、一気に増額しないようにいろいろ考慮したということも述べられたわけですが、5年度と比べて6年度というのは、平均でどれぐらい引上げになるのかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

5年度と6年度で、一人当たり約7.5%ぐらいの上昇と見込んでおります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

7.5%というと、平均の4人世帯で云々というシミュレーションのよく表示されますが、本市でいくと、それで金額的にはどういうふうに見たらいいんでしょう。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

これは国保運営協議会の中で示させていただきましたモデルケースになりますけれども、軽減なし世帯、現役世代、夫婦40代、子2人、事業所得として350万円、これを給料に直しますと五、六百万円というところの世帯でございます。そちらの世帯につきましては、年間、令和5年度は53万5,600円のところ57万7,100円となりまして、増加額としては、年間で4万1,500円の増加と見込んでおります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今モデルケースで述べていただいたわけですが、物価上昇の中で、皆さん、本当に大変な生活を強いられているわけであります。そういう中での引上げであります。

この間、一気に上がらんようにということで、徐々にということで、いろいろ御苦勞や検討もされた中での今回の条例改正案だと思っております。医療保険改革法の法案審議で政府、厚生労働省は、「国保の都道府県化は、国保財政基盤の強化、保険料の伸びの抑制と負担軽減を目指すもので、住民に負担を求めるものではない。」、こういうふうに当初は国会で強調されていたわけであります。しかし、現実には、今年度でも自治体の8割強で引上げとなる国保の都道府県化が進められているわけです。当初言ってみえた伸びの抑制と負担軽減を目指すものといったこととは真逆の負担増進のてこになっている、こういう都道府県化が進められているわけですが、本市もこの間、ずっと資産割等もなくされたり、いろいろする中で引き上げられてきているわけですが、当初、国が言っていたことと真逆のこういう形になっていることに対して、どういうふうに受け止められているのかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

当初、国、県とかが言っておりました赤字補填につきましては、確かに清須市につきましては、何億円という数字を入れておりました。ただ、実際に国民健康保険の被保険者につきましては、市内全体の17%ぐらいの方で、逆に、ほかの方の税金を使うということはいかかなものかということも運営協議会のほうで話し合われました。実際にその中で、ただ急激に上がるのは耐えられないだろうということで、徐々に少しずつということで、県の示す標準税率が清須市本来の税率ということであれば、そこは仕方ないだろうということの意見をいただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

県の方針にはですね、被保険者への影響を考慮し、保険税の急激な上昇を抑制するなど措置については、十分な検討を行う、こういう記述があるわけであります。運営協議会の中でも、答申

の中で、県の言葉を十分受けとめてほしいということもあったわけであります。私は、市町村と共に保険者を担う県には、保険税を軽減する一つは責務があると思います。今述べられたこともあるわけですが、2013年度までを見ると、この愛知県は、県独自の補助も実施していたわけであります。愛知県もいろいろ述べられて、検討を行うというのなら、まず県独自の補助の復活をしていただいて、今いろいろな課題を少しでも解消していただくよう、いろんな会議の場で本市も述べていただきたい。このことをお願いしておきます。

二つ目、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質疑に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

②についてお答えさせていただきます。

第3期愛知県国民健康保険運営方針では、令和11年度に納付金レベルでの統一が予定されています。それまでに、完全統一の方針について一定の結論を出すとしています。県下統一税率となる際には、急激な負担増とならないソフトランディングとなるようにと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

ソフトランディングということと急激な負担増にならないよという言葉の中身が、今年度も私にとっては7.何%の非常に大きな負担増になっているわけでありますが、愛知県は、完全統一の方針は2029年度までに、一定の結論を出していくということになっているわけであります。この国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える最後のとりで、こう言われているわけであります。国民健康保険制度を安定的に運営していくことが、国民の安心安全な暮らしを保障していく上で、最大の課題となっているわけであります。国民健康保険はですね、これも何度も述べさせていただいておりますけれども、国民皆保険の基盤であり、憲法の25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活を医療面から支えていく重要な制度であります。どういう人たちが加入しているかということ、年金生活者や非正規の労働者、フリーランスなどが加入者の主体となって、そういう方々の今の暮らしは本当に収入が大変で、病気にかかりやすい年代が集中して

いる、こういう面もあるわけであります。保険税の負担が、被用者保険に比べて極めて高いという構造的な課題も抱えているわけであります。さらに、市町村単位で運営していたために、市町村間で格差が生じることなどの構造的な今、課題が横たわっているわけであります。

被保険者から見た場合には、保険給付が全国共通の制度にもかかわらず、保険料水準は市町村ごとに異なっているわけであります。保険料負担に不公平が、正に生じているわけであります。まずはこうした問題課題を解消しなければ、前に進むことはできないわけであります。条件整備をまずすべきである、このことを第1番目に申し上げましたけれども、引き続いて、このことを念頭に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

3番目お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質疑に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。③についてお答えさせていただきます。

本市の法定外繰入れは、平成30年度の当初から赤字補填として見られない繰入れを行っております。特定健診や保健指導につきましては、受診者から負担を求めず、より多くの方が受診していただくため、福祉医療波及分は市の施策による、国の公費削減分は被保険者の責によらないものとして、一般会計から法定外繰入れの解消、削減を求められない繰入れとしております。

保険税の減免制度の拡充につきましては、保険税の県下統一税率に伴い、減免基準を統一すべきでないかとの声も上がっておりますので、県下統一基準の改正議論に注視してまいります。

議案第12号にもありますよう減免申請期日を納期限7日前から納期限までとし、申請に対する利便性の向上を図ります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

本当に努力されておるのは、よく分かります。しかし、標準保険に統一していくんだという一方で動きがあるわけであります。こういう中で、様々な動きが、年々出てきておるわけであります。そういう中で、異常な物価高騰が市民生活を窮地に陥れているわけでありますが、今でも高く払えない保険税が更に大幅に引き上がることは、被保険者にとって負担能力の限界を超えて

おると、より一層な深刻な事態を招きかねないわけであります。

本来、住民の命と健康を守る医療保険制度が、生活苦を増大させ、医療を受ける権利を奪うことはあってはならないわけでありますが、繰入れが、今のところはきちっとやれる状況にあるわけでありますが、減免も同時に考えていくことがないと、私は非常にですね、毎年毎年引き上げも同時に行われておるわけですが、この辺で、法定外繰入れに見られない減免の繰入れを本市は行っておるということですが、それがいつまで続くかという心配もあるわけであります。その辺については、統一を図っていく上でどのように検討されているのか、基金もないわけでありますので、本市の場合、その辺についての質問をさせていただきたい。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まず、減免につきましては、現在、国民健康保険につきましては、災害減免、所得減少による減免等々ございます。窓口のほうで保険税を納めれないというような御相談がありましたら、そういった減免もありますという案内をさせていただいております。

ただ、所得減少に伴う減免につきましては、ここ数年数が減っております、というのは、非自発的減免のほう、まず会社等を非自発で辞められた方、会社倒産だとか解雇とかで国民健康保険に入られる方につきましては、所得を30%として見る保険税の額と所得減少に伴う減免の額と見比べて、どちらが有利かということを考慮させていただきまして、より保険税が安くなるほうが、非自発的な減免のほう安くなることが多いという現状もございます。ですので、そういった御案内をさせていただいております。

減免につきましても、予算上は特にありませんが、決算上のところで、減免につきましては計上させていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

国保法の第77条は、「市町村は、条例又は規約の定めるところにより、特別な理由がある者に対して保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」、こう定められているわけ

であります。今、各県内の自治体を見ても、保険料の減免額に充てるためとして低所得者減免が23市町ですか、それから、18歳までの子どもの均等割の免除が3市町、収入減少を理由とした減免制度、それぞれ適用要件があるわけですがけれども、多くの自治体で行われているわけであります。

今、統一化に向けて、いろんな乗り越えなければならないような課題を地方自治体にいろいろ言ってきているわけでありますが、やはり住民の立場から、被保険者にとって、負担能力の限界をはるかに超えておるといふ、この実態を、声を上げていただくとともに、その住民をどう守っていくのかというところで、それぞれの市町がこういう減免制度を拡充して、今いろいろ努力されておるわけであります。本市も是非、先ほど言いましたこの減免制度の法律に基づいて、一般会計からの法定外繰入れを使って、更に実施、拡充を図っていただきたいということをお願いして、私の第1、国保についての質問を終わりたいと思います。

続いて、介護のほうをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質疑に対し、寺社下高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。①の御質問にお答えをいたします。

第9期介護保険事業計画における保険料については、人材不足の解消に向けた職員の処遇改善や事業所の経営安定のため、国が示す介護報酬の改定による第1号被保険者負担相当額の増額に対して、第8期計画において積み立てた介護給付費準備基金を今回の保険料収入必要金額に組み入れ、第9期介護保険料の基準額は、第8期と同額といたしました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今回、国のほうも、一定、介護の保険料については見直しがあったわけですが、それに加えて、本市も高額所得の方の部分でまた段階を設けて、保険料を同額で抑えられたということについては、私は評価したいと思います。

その上で、この制度自体の問題もありますので、幾つか質問させていただいておるわけですが、まず今回基金の取崩し額が、8期においては90.52%で約3億円あったわけですが、

9期においては74.1%、4億円、今日皆さんのお手元に資料も準備していただいておりますので、準備基金の取崩し額、8期と9期を見ていただければ分かると思いますが、これについては、どういう形でこれだけ残されたのかということをもっとお聞きしたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

第1号保険料につきましては、各計画期間における保険料で賄うことが原則で、計画期間の最終年度に介護給付費準備基金の残高がある場合、適正に取り崩し、保険料の急激な抑制に充てることとされております。基金につきましては、令和5年度末におきまして約5億4,000万円の残高が見込まれています。そのうち、4億円を取り崩し、保険料の抑制に充てさせていただきます。

一方で、物価高騰や賃上げの動きが顕著となり、安定的な財政運営の必要性が高まっていることから、国の厚生労働省老健局介護保険計画課より、これらを踏まえた介護給付費準備基金の繰入れを検討するよう通知がなされております。第9期に行われる予定の介護職員への処遇改善などを踏まえて、基金の残額を留保し、次期の保険料抑制につなげております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

国からの通知云々ということをおっしゃられたわけでありまして、冒頭おっしゃられたように、この基金というのは3年間できちっと使っていくということで、余るといことは保険料が高過ぎたということでもあります。これは、国のほうでも会計検査院報告でも明らかになっていることでもありますし、一つは、足らなければ県の財政安定化基金があるわけでありまして、そういったものを活用していくという確かな制度になっておったと思うわけでありまして、少し処遇改善云々ということも言われたわけでありまして、それはそれで、私は進めないかん課題だと思うわけですが、例えば、8期においても令和4年10月に処遇改善が行われて、介護職員の収入3%程度、9,000円、先程国から言われたのは6,000円ということだと思うわけでありまして、相当引き上げる報酬改定、このときも行われたんです。保険料への影響もあったと思うわけでありまして、そういう中でも5億4,000万円の基金が、私は積み上がってきたと思うわけでありまして、どういう不測の事態を想定しているのかということをお聞きしたいわけですが、この辺では、

より国のほうから強い何かあったわけですか。8期のときでもいろいろ考え、今言った処遇改善を行われても、これだけ残ったわけですから、どうその辺は考えられているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

8期までには、国のほうは、先ほどお話ししましたような通達はなかったんですけども、今期からは、国からお話ししました通知が来ておりますので、処遇改善などを考えて保険料を決定しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

先ほど言いましたとおりのことを念頭に置いて、国の方にも意見として上げていただきたいわけですけども、例えば、制度自体のいろいろな課題があるわけですが、厚生労働省の介護保険事業報告書によると、介護保険事業が始まってから介護保険事業全体は、22年間ずっと黒字であります。財源はあるのに給付削減や負担増で、介護保険料は発足時の約2倍の保険料になっているわけであります。国庫負担を増やしていく、そして、保険料や市の負担を軽減される、していく、こういうことが私は必要だと思うわけであります。本来の基金の在り方ということも含めて、是非声を上げていただきたいわけですが、この辺については、長年やってみえる、あんまり聞く機会がなくなるといけません、部長のほうに、ちょっとこの課題については、改めて基金を残すようになんていうことを言ってきているということに対して、部長、この介護保険に対しての思いを一度お聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、介護保険の基金につきましては、資料のとおり今までは、第6期、第7期につきましては全て取り崩して保険料を納めて抑制をさせていただいたんですけど、第8期におきましては、コ

コロナ禍の関係もありましたので、給付費のほうが結構抑制されたと、活用されなかったということもありました。あとは、第8期のときに予定をさせていただいていました特別養護老人ホームが新たに一つできたんですが、そちらのほうにも入所を予定していたところに関しましては少なかつたということもありましたので、様々な要因がありまして、基金のほうが今回残ったということになって、第8期につきましては、5億4,000万円万ほど残ったという形になっております。

今までの答弁の中でありますように、基金のほうは保険料の抑制ということもありますので、基金を活用させていただきながら、保険料を抑制させていただきながら、よりよい介護保険を納めていただく方に少しでも負担にならないように今後努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

制度自体のいろんな課題があるわけでありまして。いろいろ利用が増えれば、保険料を上げざるを得んと。一番は、国庫の負担を増やしていただくということが大前提に必要なようになってくるわけでありまして、是非いろんな場面でこういう現状の声を上げていただきたいということをお願いしておきます。

二つ目をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の②の質疑に対し、寺社下高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。②の御質問にお答えをいたします。

2015年の介護保険制度改正以降の訪問型サービス、通所型サービスの利用者数の推移では、訪問型は月平均約145人、通所型は約170人とほぼ横ばいの数値となっておりますが、サービス提供者数については、介護サービス利用者の実情に合わせて、訪問型は増加、通所型は減少と変動しています。

また、地域支援事業の財源構成では、2015年の改正から第1号保険料、第2号保険料の支払基金交付金において、一部財源構成の変更がありました。2018年以降については、変更はありません。

介護度の低い方へのサービスでは、訪問型、通所型サービスのほかに、地域の身近なところで実施する運動教室「いこまいか教室」などの一般介護予防事業を実施することで、介護を必要とする方に対応しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

介護保険計画の第6期から始まった介護予防・日常生活支援総合事業によって、要支援1、2の訪問型サービス、通所型サービスを従前の介護給付から外して、市が行う総合事業に移されてきたわけではありますが、同時に、サービスの人員基準や報酬は、市独自で決めていく、こういうこととなって、総合事業として今行われているわけでもあります。

今、いろいろ介護予防・日常生活支援総合事業の中の現況をお話ししていただきました。確か要支援者の認定者数は、計画値よりも実績値が高いわけではありますが、890人くらい要支援者みえた、900人弱みえたと思うわけですが、今、訪問介護が145人ですか、通所介護が170人ということで、横ばいだということでもあります。従前の数からしてコロナとかいろいろあったわけですが、実際には認定者数というか多いわけですが、使われている数という横ばいということについては、どういうふうにお考えかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

要支援認定者の数は増加傾向にあります。介護サービス、訪問型・通所型が横ばいというところでは、一般介護予防事業に御参加いただいている方も多くみえるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今回、保険料を決めていく中身になると、先ほど言いましたが、サービスの人員基準や報酬は市独自で決めていくわけですが、8期と比べると、9期は地域支援事業費が約5,860万円ぐ

らい増えておるし、中身を見てみると、介護予防・日常生活総合支援事業費、これは約1,200万円ぐらい、包括的支援事業が年間で約1,000万円、包括的支援事業の社会保障充実分が逆に減ってきておると思うわけですが、この事業費と財源構成、いろいろ考えられて総合支援事業計画を立てられたと思うわけでありますが、本市の移行されたときに、現行相当の訪問介護利用者数がどうかと思ったらこれ、本市は全て従来型は廃止して、緩和型に変えられておるわけですね。その辺で何か現状において、例えば緩和型でありますと、従来型と違っていろんな基準が緩和されておるわけです。そういう中で、この間、どういうふうにこの課題に対して地域支援事業費を組まれたわけですが、対応されておるのかということをお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

事業が移行時には、利用者と事業所のほうにも丁寧に説明をさせていただきまして、移行させていただきました。今現在は、まず要支援1、2の認定を受けられた方に関しましては、総合事業のほうで御利用いただけるように御案内をさせていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

案内していただいておりますということではありますが、訪問介護のほうは増えてきておるが、通所介護は下がってきている実数のことを言われたわけですが、人員基準や報酬が、これまでの介護給付よりも緩和されて、サービスを担う事業所が確保できない、こういう状況にも一面的には私は追い込まれてきているのではないかなと思うわけであります。介護保険制度により提供するの、基本的には、認定を受けた一人一人への保険制度というのは、個別給付と今言った市が実施している地域支援事業、この二つがあるわけであります。2018年度以降、要支援認定の人を対象とした訪問型・通所型のサービスが、個別給付から地域支援事業に移ったわけであります。地域支援事業は、市町村が運営しているわけですが、事業の財源には、介護保険料も一部使われているわけで、しかし、総合事業サービスは市の裁量事業で、事業者やサービス内容、給付の料金を超えてはいけません。利用料も様々になっている。事業者にもいろいろお話しして、お願いしているということであります。従来相当サービスがどれだけ維持できているのか、これが実際に

は緩和されてどうなっているのか、これをしっかり私は検証していくことが大事だと思うんです。

今、国のほうが、さらに、介護保険については、今は支援だけですが、要介護のほうまで、こういったほうに移そうとしているわけでありますので、その辺の検証を私はしっかりしていただきたいと思います。

介護保険の目的は、国民の健康、医療の向上及び福祉の増進を図っていく、このことを握って、離さないようにしてほしいわけでありますが、介護を必要とする人が、尊厳ある存在として生きるためにこそ利用できる制度でなければならないわけであります。しかし、この間、制度の持続可能性のために給付を減らして、保険料、利用料の負担増が繰り返されているわけでありますので、しっかり実態を検証していただいて、低所得者への介護保険料減免制度の拡充、こういったことに対しても積極的に取り組んでいただいて、頑張ってくださいようお願いして私の質問を終わります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、加藤議員の質疑を終わります。

次に、高橋議員の議案に対する質疑を受けます。

高橋議員。

< 16番議員（高橋 哲生君）登壇 >

16番議員（高橋 哲生君）

議席番号16番、新世代、高橋哲生、通告に従い議案質疑をさせていただきます。

私からは、議案第1号 令和6年度一般会計予算、庁舎整備費2億1,146万7,000円についてを質問いたします。

市役所の増築及び南館の改修を行うとされています。今の北館の横に新しい（仮称）西館を増築し、そこに現在の南館の執務機能を移転するということになっております。そして、南館には旧町単位にあった保健センターを集約するという計画となっております。それに関して、以下それぞれ説明を求めます。

1番、2017年の北館建設の際には、一体的な新館を建設せずに南館を残し、南館と北館で市役所機能を担保するという道を選んでおります。それにもかかわらず、北館建設からわずか7年で、別棟増築に考え方が変わっております。北館建設は、間違いであったのでしょうか。

2番、清須市役所南館改修工事基本構想によれば、執務並行案、仮設庁舎案、別棟増築案と

3案が示された上で、別棟増築案が採用されております。その結論に至った経緯を御説明ください。

3番、増築して南館の議会以外の機能を移転し、空いたスペースに保健センターを入れるという案になっておりますが、その判断に至った検討の経緯を御説明ください。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、①の質疑に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。①の質疑について御答弁させていただきます。

西枇杷島町、清洲町、新川町の3町合併協議会では、新市の事務所の位置について、旧新川町役場を本庁とし、必要な部分のみを増築する旨が決定されました。この決定事項に伴い、平成25年5月に策定しました清須市庁舎等再編基本方針に基づき、本庁方式の移行に必要となる北館を増築し、平成29年1月から供用を開始しております。

このような経緯から、北館を建設したことは、間違いではございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

サラッと行っていただきましたけども、私が申し上げたいのは、当時、本庁方式にするという議論の中で、ここに南館があるので、それをどうするのかということがあったと思うんです。北館を増築して、南館と北館両方で一つの庁舎としてやっていくという道を選んだはずなんです。そのときも南館を壊して、一体的に大きな庁舎を造ったらいいんじゃないかという議論もあったはずなんです。でも、それを選ばずに、今に至るような形の道を選んだのに、今になって、また更に増築するっていうことを考えてみえるんですけど、ということは、当時の選択は間違いだったんじゃないかという、そういう意図で質問させていただいたんですけど、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

当時の状況としましては、まず南館が構造的な問題等を事前調査して、問題がないというような結論に至り、まず南館が使用できるという御判断をしております。

それに伴いまして、南館の規模で、今まで旧西枇杷島町役場、すなわち西枇杷島庁舎、旧清洲町役場の旧清洲庁舎に分庁方式で執務していた各部局が、どのように南館に入るかという議論をさせていただき、とてもじゃないけど、南館のスペースでは全機能を集約することが不可能だということで、不足というか、足りない部分を北館を増築することにより、本庁方式に移行するという考えで、現在に至っておるというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

そのときはそれでいいと思うんですけど、これでまた増築するというのが、そのとき先を見越した考えじゃなかったのかということをお私、今言っとるわけですよ。わずか7年で、このような形に変わるということは考えられないので、ちょっといやらしい言い方ですけど、増築することは、間違いを認めていることの証明になるんじゃないかという意図で質問させていただいたんですけど、それに関してはいかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

その回答につきましては、次の質問とも若干重複するんですけど、今お答えさせていただいてもよろしいのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

だんだんおかしくなってるじゃない。

議長（伊藤 嘉起君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

私のほうから、結論から先にお話をさせていただきます。

この庁舎の整備につきましては、先ほど話がありましたけども、平成25年に整備計画が出まして、平成29年に、確か1月に供用開始になりました。その整備計画では、南館が先ほど議員

が言われました新築、一体として新築という議論は最初からありませんでしたので、それは御理解をいただきたいと思いますが、平成25年の再編計画では、南館についてはバリアフリー化とOA化を進めるというふうな計画になっています。

それで、平成29年の北館の完成の後、南館を進めるのであれば、そのような計画の下で進んだと思いますけども、当時、住民サービスを優先しなければならない事業がたくさんありました。具体的には、小中学校の長寿命化、小中学校の普通教室のエアコンの整備、それから、火葬場の建設、また、これは私の2期目ですけども、小中学校の体育館へのエアコンの整備、そして、その間に予想もしなかったコロナの蔓延によりまして、市民生活の支援やら事業継続の支援など、多額の財源が必要になったわけです。それで、今日に至ったということでございますけども、一方、これまで南館の改修に向けて、地道に積み立ても行ってまいりまして、現在、約15億円の基金の残高がありますし、後は合併特例債の発行期限が令和7年度末に迫っていること、そして、この間に、令和2年だったと思いますけども、公共施設の個別計画を策定して、そこで、特に喫緊の課題として保健センターの統廃合を行っていかなければならないと、こういうことになってまいりました。

それで、いかに税金を少なく使うか、それと、市が持っている公共施設をいかに有効に使うかということ、そして更には、市民の皆さんのサービス向上をいかにしていくかということを経合的に考えて、当初の南館のOA化とバリアフリー化だけじゃなくて、保健センターも含めた全体的に取り組んでいくことが、一番今の庁舎の在り方が適切ではないかということで、これまでもその都度その都度、議会には御説明をしてきたわけでございますけども、今回その考え方に基いて予算化をしたということでございます。

後の質問については、担当のほうから細かく説明があると思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今、市長から、その経緯とか思いを全て語っていただいたんですけど、私は、とにかく今回言いたかったのは、僅か7年でいろんな情勢が変わってきておるとは思うんですけど、変わったということと増築、増築ということを重ねていくわけですよ。その間、増築するには庁舎間をつなぐようなこともしたりとか、何か無駄なお金がそこに使われるようであるのは、承服しかねる

というところもあって、こういった提起をさせていただいております。

行き当たりばったりのことはやっていただきたくないし、ちゃんと先も見据えて、そして、将来、本当にいいものができたなど、永田市長、いいものを造ってくれたと言われるようなものを本当に造っていただきたいと思いますので、今回あえてこういった、いやらしい言い方ですけども、間違えだと、それは、前市長の頃のことだとは思うんですけども、そういった指摘をさせていただいております。そんな形で、一番の方は。

次の答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質疑に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。②の質疑について御答弁します。

令和2年3月に策定した公共施設の管理方針等を具体的に示した清須市公共施設個別施設計画において、南館及び北館は定期的に改修し、築80年を目標に長寿命化を図ることとしており、南館は、昭和61年10月に建設され、築40年を迎える令和8年に長寿命化改修を計画しております。

南館の長寿命化改修に当たり、行政を取り巻くあらゆる環境への対応、持続可能な社会実現のために、老朽化が進行している南館の改修手法を検討するとともに、市役所敷地全体の最適な活用を目的に、令和5年3月に清須市役所南館改修工事基本構想を策定しました。

基本構想では、南館の現状と課題を整理し、改修目標を設定した上で、整備手法を検討した結果、行政サービス向上、敷地全体の活用及び財政負担等で、最も効果的な別棟増築案を採用しました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

令和2年3月に策定された清須市公共施設個別施設計画、そのロードマップによりますと、南館の改修は令和8年度になっていきますけども、1年前倒しになっているのは、いかなる理由なんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

1年前倒ししましたのは、延長された合併特例債が令和7年度まで延長されたことに伴い、令和7年度完了を目的に事業を進めるため、1年前倒しを行ったものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

では、個別施設計画を立てたときは、特例債は活用しないという考えだったんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

あくまでロードマップですので、築年数に応じて年度設定を考えておりますので、そういった財務状況、財政状況、そういったものを勘案して一、二年の前後することはあり得ます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

特例債は活用するほうが有利なのは分かるけど、特例債の期限が分かっているのであれば、もうちょっと前から、いろいろ計画を立てていくべきだったんじゃないですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

合併特例債は令和7年度末で終わりになりますけども、令和7年度末までに全ての事業をやるということは不可能です。借金すれば、返済しなきゃいけないので。そういうところで、先ほど財産管理課長が御説明したとおり、築年数でロードマップは作っております。ロードマップを作ったときに、西館の増築を令和7年度末に完了することが最も最適だということで、1年間前倒ししたということですが、借金すれば返さなくちゃいけないということは、財政当局としては

当然考えるべきですので、その辺りも御理解いただければと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

なんかね、特例債ありきで進んでいるように見えるんですね、全体で。それがゆえ、何かすごく性急に、唐突にいろんなことが進んでいるように見えるんですけど、そうじゃないですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部長（岩田 喜一君）

合併特例債ありきではなくて、合併特例債は大いに有利な起債ですので、活用させていただくということです。庁舎については、そこにニアな期間になっておりましたので、活用するのは当然のことですので、十分に活用させていただき、自己財源、基金もしっかり積み立ててますので、1年前倒しして、ほぼ計画どおりに進んでいると思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

では、基本構想の中で3案ある中で、増築案に決めたのはいつで、どこで、どなたが決めたんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部長（岩田 喜一君）

増築案ができましたのは、議員も御承知のとおり、平成29年1月に北館が供用開始になったときは、庁舎の敷地というのは第1種居住地域、北館を増築したのは、建築基準法の第48条のただし書で建築をしております。それ以降、増築はできないということになっておりました。これも議員御承知のとおり、令和3年度末だったと思いますけども、第2種に用途地域が変更になりまして、増築することが可能になりましたので、案としまして、仮設庁舎も建てることができますから、仮設庁舎案、もう一つ、仮設ではなくても西館を造ったらどうかという案が出てくる

のは、様々な事業で、時点時点で見直しするのは当然なことだと思いますので、自然の流れだと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

いつですか、決めたのは。増築案でいこうと決めたのは。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部長（岩田 喜一君）

南館改修の基本構想ができ上がったのが、令和3年度末だったと思いますので、その時期だというふうには理解しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

基本構想ができたのは、令和5年3月じゃないですか。違いますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部長（岩田 喜一君）

ごめんなさい、令和4年度末。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

これは基本構想なので、ここで3案示されただけで、これだというふうに決めてるわけではないですわね。決めたのは、いつなんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

その年の5月に、全協で議員の皆様にご報告させていただいており、そのときに、増築案でいきたいという旨は説明しておると思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

去年の5月ですよ。5月に全協で発表というか、ちょっと、私も記憶があんまり。なんか出されたのが、これでいきたいというようなことを言ったのは覚えてるんですけども、その後ですね、設計が、基本設計ですか、できてきて、それが、去年の12月末に会派説明ということで提示されて、そのときバタバタバタバタと年末のときに、説明したいからということで説明されて、その後また2月の全協のときに、12月から案が違ったものが提示されてですよ。

私が言いたいのは、何かすごく短い期間でバタバタと形を示されて、かつ、この後の話になるんですけど、保健センターの話も出てきて、きちっと議論するような時間とか、全然なかったと思うんです。そのような形で進めるということが、本当に大丈夫なのかというのがありまして、というのは、またさっきの話に戻るんだけど、7年前に造った後、またこれも変わって、またお金がかかるという話にもなりますし、その頃の北館を造った後には、消防詰所も造ってるし、児童館も造ってますよね、この敷地内に。かつ、今度は南館を残し、そこに保健センターを持ってきて、使い勝手とかいろんなことを本当に考えて、大丈夫なのかなというところがあるんです。ですから、今お聞きしたんですけど、すごく短い時間に、本当に議会の中でやってるだけで、もっと市民の皆さんを巻き込んだ議論もされてないし、本当に急いでやって、後世に禍根を残すようなことにならないのか心配なので、質問をさせていただいております。本当に大丈夫なんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

今回、敷地全体の構想及び南館の改修方法の検討を基本構想でまず1年かけて行っており、時間的にはかなりかけて行ったと、うちのほうとしては認識しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

繰り返しになっちゃうであれなんですけど、基本構想で示されて、年末に出されて、またそれがコロッと変わってるような状況では本当に大丈夫なのかという、そういうふうに私は思っておりますので、それだけ指摘させていただきます。

それと、今回3案の中で、実質負担額が一番少ないのが、増築案だということで採用されたわけですね。そこだけ確認させていただけますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

高橋です。

それが決め手なわけですね。特例債をとにかく有利に使いたいというお金のことですね。分かりました。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

それで、3案の中で増築案、今、特例債を使うと負担が安いということになっておりますけれども、建設費に関しては一番お金かかるわけですね。この3つの案を比較してあるんですけども、執務並行案と仮設庁舎案のほうは、地下1階から4階までの南館の改修になっておるんですけど、別棟増築案は南館の1、2階の改修の費用は含まれてないわけですね。それにもかかわらず、同じ列で比較されて、これは安いというのは、おかしいんじゃないのかなと思うんですけど、別棟増築案は31億円になってますけど、それ以外に1階、2階の改修はかかるわけですね。ここら辺はいかがなんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

3 1 億円にプラス 1、2 階の改修費用につきましては、今後検討していく統合保健センターの事業費のほうに折り込む予定をしており、今回の総事業費ということで、南館の改修、すなわち増築案プラス次に出てくるんですけど、統合保健センターの整備を含めた合計の金額を総合的に判断して、決めさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

1 6 番議員（高橋 哲生君）

とにかくまだ、もっとお金がかかるし、私は、この比較の仕方も紛らわしいというか、誤解を招くなと思いました。これに関してですね、特例債の期限である令和 7 年度まで、とにかく特例債を使いたいという中で、何か唐突というか、急いでやってるようには感じられません。それがゆえ、市民に説明するだとか、民主的なプロセスが欠いているのではないかと感じますので、その点だけ指摘をさせていただきます。それではよくないと思います。

3 番へ行ってください。

議 長（伊藤 嘉起君）

最後に、③の質疑に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

③の質疑について御答弁します。

清須市公共施設個別施設計画において、各保健センターの大規模改修を実施せず、令和 1 0 年度までを目途に、1 か所へ統合することを計画しています。統合に当たり、主な比較項目の一つとなる整備費について検討した結果、南館執務室跡地改修が、財政負担等で最も効果的でありました。

南館改修と保健センター統合を庁舎・保健センター再編事業と位置付けて、南館の執務スペースや窓口を増築した別棟へ移転することによって生まれたスペースへ、統合保健センターを新たに設置することにより、相談内容に応じて、各関係部署が連携を図り、速やかに支援ニーズに対応してまいります。

なお、清須市公共施設等総合管理計画において、施設総量の削減目標を掲げています。今後も、ただ削減するのではなく、機能を確保しつつ、将来の課題を見据えて、量から質への視点で、施

設総量の削減と機能・利便性の向上の両立を図ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今回質問したプランの中で、私が一番問題だと思うのは、保健センターのことだと思っております。この保健センターは今お話もありましたけど、2027年から28年に統合・新築という個別施設計画でロードマップとなっておりますよね。なんですけども、これもまた今回この際にということで、かなり前倒しになっているのが現状ですよね。これですね、この判断もどこでしたんですか。内輪だけの判断にしか見えないんですけど。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

こちらの判断につきましても、令和4年度に行いました基本構想策定業務において検討をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

判断は内輪というか、中での判断ですよね。というのは、保健センターというのは、市民の健康のための大切な施設だと思いますよ。現状、西枇杷島なんかは、さわやかプラザで十分使えますし、今、春日ということになってますよね。市内のどこに設置するのが適正なのかとか、どんな保健センターを新しく造るのがいいのか、あるいはまた、統合するなら、さわやかプラザ等の跡はどうなるんだとか、こういった議論をすっ飛ばしてますよね。市民や有権者を巻き込んだような議論のプロセスが抜けてると思いますけど、いかがですか。そんな進め方でいいんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

まず、内部のほうで関係部署等に意見聴取を行い、それに基づいて、現在の保健センターの運

用等をヒアリングし、そしてまた、規模又は建物のそういった築何年とかの構造等を総合的に勘案しまして、今現在の保健センターを利用して統合保健センターを建設するには、スペースが狭いんじゃないかという結論に達しております。したがいまして、今離れている保健センターよりも敷地内で保健センターを造ることにより、よりスピーディーに市民サービスの向上が図れるのではないかという判断を基に、今回、南館のほうに統合保健センターを整備する計画としております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

だから、内部の判断はいいんだけど、それを市民の皆様、そして、私も含めてですけど、議会でもですけど、理解を得るような作業、議論とか、そういったプロセスがないんですよ。だから、いいんですかと私は言ってるわけです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。永田市長。

市長（永田 純夫君）

プロセスとおっしゃいますけども、今まで何遍議会に御説明してきました。昨年の5月に、議会には基本構想を御説明してます。5月のときは会派に説明をして、5月22日には全協で説明をしております。8月号の広報で記載をしてございます。それから、12月の会派説明を行い、議員からいろんな御意見をいただいて、それを基に、1月にまた会派説明をさせていただいております。2月に全員協議会で御説明をしております。その間、議員からは、私、何にも聞いてません。

今プロセスとおっしゃいますけども、今になってそれ、おっしゃることですか。おっしゃるのであれば、最初るときから疑問を言っていただければ、じゃないですかと私は思います。

保健センターのことにつきましても、確かに、いろんな意見が職員の中でありました。こんなことを言っただけかもしれないけれども、けんけんごうごうとやりました。一体的に保健センターを建設したほうがいいんじゃないかという意見もありましたけども、新たに土地を買って、新たな保健センターを建てると、相当の財源が必要になるということで、職員からも、この南館を有効に活用したほうが、必ずいい方向に行くということで、職員とも全体で相談をしながら決

めたものでございます。5月に基本構想を立てました。この間、ほぼ1年、その都度その都度、議会には御説明をしてきたつもりでございますので、プロセスについて、性急だとかという御指摘は当たらないと思っております。

それと、合併特例債を使うがために1年早めたんじゃないかということなんですけども、合併特例債を使わずに1年遅らせたなら、それこそ何をやっとするんかと言われるんじゃないですか、70%も戻ってくるんですから。それは私たちの判断として、間違った判断ではないというふうに思ってます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

まず、市長、今までは、市長が議会で説明してたから、今更何を言うんだというふうに聞こえました。では、今ここの場が議会という場で、これが市役所と、そして、市民の代表である私とコミュニケーションの場ですよ。そこで何も言うなというように聞き取れますけど、そういうことですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。永田市長。

市長（永田 純夫君）

私は、そんなこと言ってませんよ。私は、そんなこと言ってるんじゃないくて、1年前に提示をしました。議員はプロセスが間違っるとおっしゃったんで、プロセスは間違ってませんと。今そういう御意見をおっしゃるなら、冒頭からおっしゃたらどうですかと言っただけの話で、こういう議論がやっちゃいかんということは言ってませんよ。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ですから、今、私、こう言って議論をさせていただいておるんですよ。大いに議論しようじゃないですか。

それとですね、市長、合併特例債があと1年だから、急いでいるんじゃないと言われたけども、そうであれば、もっと早く進めるべきじゃないですか。何かギリギリになって、1年前に説明し

て、たった1年ですよ。それで、私、議会に説明して、何も言わなかったから賛成しろよと言われてるように感じますよ。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。永田市長。

市 長（永田 純夫君）

別に反対なら反対でも結構ですけども、合併特例債が令和7年度末に迫っとるから早急にということではなくて、私、冒頭にもお話ししましたけども、これまで、やることはいっぱいあったものですから、それを優先してやってきたと。だけど、これはどうしてもやらなあかん事業ですので、やるに当たっては、合併特例債を使わないと損ですので、それに合わせてやらさせていただきますということなんです。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

最後にまとめさせていただきますけど、お金が得とか損で、何も深く考えずに、後で禍根を残すようなことはよくないと思います。やるのであれば、先のことも考えて、また後で増築、増築とかならないようなことをやっていただきたいと思います。

そして、もう一つ、庁舎というのは、言わば職員のお城だと思うんです。私はそんなことに大きなお金を使うより、もっと遅れてる市民サービスがたくさんあると思いますよ。そっちのほうにお金を使っていたきたいという思いがあります。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

以上で、高橋議員の質疑を終わります。

議案質疑が終わりましたので、次のとおり、各議案等を各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第1、議案第1号は、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、議案第2号、日程第3、議案第3号及び日程第4、議案第4号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5、議案第5号及び日程第6、議案第6号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたし

ます。

日程第 7、議案第 7 号、日程第 8、議案第 8 号、日程第 9、議案第 9 号、日程第 10、議案第 10 号及び日程第 11、議案第 11 号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 12、議案第 12 号は、総務常任委員会及び福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 13、議案第 13 号及び日程第 14、議案第 14 号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 15、議案第 16 号、日程第 16、議案第 17 号、日程第 17、議案第 18 号、日程第 18、議案第 19 号、日程第 19、議案第 20 号、日程第 20、議案第 21 号、日程第 21、議案第 22 号、日程第 22、議案第 23 号、日程第 23、議案第 24 号及び日程第 24、議案第 25 号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 25、議案第 26 号及び日程第 26、議案第 27 号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 27、議案第 28 号は、総務常任委員会及び建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 28、議案第 29 号は、総務常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 29、議案第 30 号及び日程第 30、議案第 31 号は、建設文教常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 31、議案第 32 号は、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 32、議案第 33 号、日程第 33、議案第 34 号、日程第 34、議案第 35 号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 35、発議第 1 号は、福祉常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の会議日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

なお、次回の本会議は、3月21日木曜日午前9時30分から再開いたします。

早朝より大変ご苦労さまでした。

(時に午前10時55分 散会)